

○那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則

平成20年6月30日

規則第34号

改正 平成23年3月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市ふるさとづくり寄附金条例(平成20年那覇市条例第29号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の申込み等)

第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、同項に規定する方法以外の方法により寄附金を受け入れることができるものとする。

(公序良俗に反する寄附金の取扱い)

第3条 市長は、寄附金が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

2 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

(記念品及び感謝状)

第4条 市長は、寄附者に対して記念品又は感謝状を贈ることができるものとする。

(寄附金台帳)

第5条 市長は、寄附金を適正に管理するため、那覇市ふるさとづくり寄附金台帳(第2号様式)を作成しなければならない。

(充当事業)

第6条 市長は、寄附者の寄附金の使途についての指定等を勘案し、寄附金を充当する事業を定めるものとする。

(運用状況の公表)

第7条 条例第10条に規定する公表は、次に掲げる事項とし、毎会計年度の終了後3月以内に行うものとする。ただし、寄附者が自らの氏名又は名称の公表を希望しない場合はこれを公表しないものとする。

(1) 寄附者の住所地(所在地)の都道府県・市区町村名

(2) 寄附者の氏名又は名称

- (3) 寄附金の額
 - (4) 条例第2条の規定により寄附者又は市長が指定した事業
 - (5) 那覇市ふるさとづくり基金の充当事業及び充当金額
- (細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成20年7月8日から施行する。

付 則(平成23年3月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

